

## 審査基準及び標準処理期間

所属名	介護・地域福祉課
内線番号	4671

No.	項目	内容
①	処分名	介護福祉士実務者養成施設の指定
②	法令名	社会福祉士及び介護福祉士法
③	法令番号	昭和62年法律第30号
④	根拠条項	第40条2項
⑤	処分権者	京都府知事(健康福祉部介護・地域福祉課)
⑥	法令の定め	<p>社会福祉士及び介護福祉士法 (介護福祉士試験) 第四十条 2 介護福祉士試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。 〔略〕 二 三年以上介護等の業務に従事した者であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において六月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの</p> <p>社会福祉士及び介護福祉士法施行令 (養成施設等の指定の基準) 第二条 法第七条第二号 若しくは第三号 若しくは第三十九条第一号 から第三号 まで若しくは第四十条第二項第二号 の規定による学校若しくは養成施設の指定又は同項第一号 の規定による高等学校若しくは中等教育学校の指定(次条、第四条及び第十条において「養成施設等の指定」という。)の基準については、教育の内容、教育の方法、施設、設備その他の事項に関し主務省令で定める。</p>
⑦	審査基準	<p>別紙 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則(昭和六十二年十二月十五日厚生省令第五十号) 第七条の二</p> <p>詳細は、社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について(平成20年3月28日社援発第0328001号)</p>
⑧	経由機関名	なし(申請者から介護・地域福祉課に直送)
⑨	協議機関名	なし
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)
	経由期間	
	協議機関	
	当該処分機関	設定していない
⑫	問合せ	介護・地域福祉課法人・事業者指導担当 内線4671
⑬	備考	<a href="http://www.pref.kyoto.jp/yosei-shisetu/documents/kaigofukusisisisin.pdf">http://www.pref.kyoto.jp/yosei-shisetu/documents/kaigofukusisisisin.pdf</a>